

## 2. 環境施策の主体としての総合的な取組

### 2-1 条例制定、計画策定、数値目標設定

#### (1) 地域における条例制定、計画策定、数値目標設定の状況 (問1)

##### 【全体的な傾向】

##### 地域の環境政策に関する条例の制定

- 地方公共団体の全体における『環境政策の基本を定める条例』の制定状況は、「既に実施中」の32.5%、「現在検討中」の12.8%を合せて4割を超す(45.3%)(図表3-3)。
- 『環境影響評価に関する条例』の制定については、全体的に少なく「既に実施中」5.1%、「現在検討中」5.7%であり合計10.8%と約1割に過ぎない。

##### 地域の環境保全に関する計画の策定

- 環境保全に関する計画策定については、『廃棄物削減・処理に関する計画』が最も多く、「既に実施中」52.5%、「現在検討中」14.7%であり合計は約7割(67.2%)を占める。
- 『地球温暖化防止に関する計画』については、「既に実施中」の25.9%と「現在検討中」20.3%を合わせて5割近い(46.2%)。環境基本計画などの『環境に関する総合的な計画』もほぼ同様で、「既に実施中」25.0%と「現在検討中」20.7%で合計は45.7%である。

##### 地域の環境保全に関する独自の数値目標の設定

- 独自の数値目標(国の基準を超えるものを含む)の設定については、上記の計画策定と同様に、『廃棄物削減やリサイクル』(「既に実施中」35.4%、「現在検討中」13.8%:合計49.2%)や『地球温暖化対策』(「既に実施中」24.5%、「現在検討中」14.7%:計39.2%)が多い。

図表 3-3 地方公共団体における条例制定、計画策定、数値目標設定の状況(全体)

#### (1) 地域の環境政策に関する条例の制定

a. 地域の環境政策の基本を定める条例

b. 環境影響評価に関する条例

#### (2) 地域の環境保全に関する計画の策定

d. 廃棄物削減・処理に関する計画

b. 地球温暖化防止に関する計画

a. 環境に関する総合的な計画

e. 水環境・土壌環境・地盤環境の保全に関する計画

f. 自然環境・生物多様性に関する計画

c. 交通に起因する環境問題に関する計画

#### (3) 地域の環境保全に関する独自数値目標の設定

c. 廃棄物削減やリサイクル

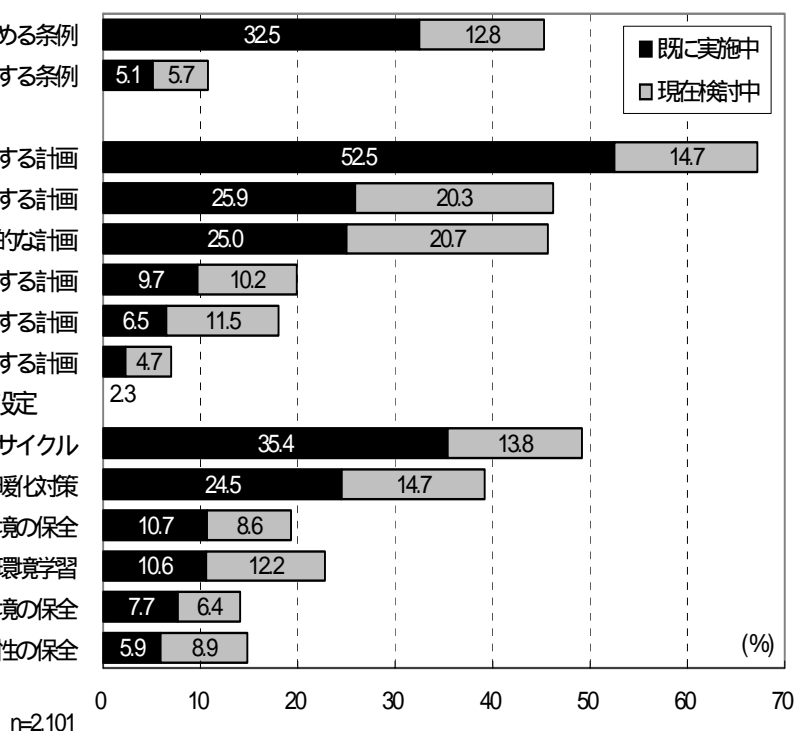
a. 地球温暖化対策

d. 水環境・土壌環境・地盤環境の保全

f. 環境教育・環境学習

b. 大気環境の保全

e. 自然環境・生物多様性の保全



【基本属性別の特徴】

- 上記の傾向を地方公共団体の基本属性別にみると、ほぼすべての項目において都道府県と政令指定都市における実施率は非常に高い。特に、『環境影響評価に関する条例』と『廃棄物削減・処理に関する計画』、『環境に関する総合的な計画』については、いずれの都道府県、政令指定都市においても既に制定・策定されている（図表3-4）。
- なお、『環境政策の基本を定める条例』、『環境影響評価に関する条例』、『廃棄物削減・処理に関する計画』、『環境に関する総合的な計画』ならびに『廃棄物削減やリサイクル』の数値目標設定については、すべての政令指定都市で実施されている。
- 団体数の構成から全体のほとんどを占めるのが市区町村であり、その傾向は全体傾向そのものである。（以後、市区町村全体の傾向が全体傾向と大きく変わらない場合は、割愛する。）

図表3-4 地域における条例制定、計画策定、数値目標設定の状況（基本属性別）（%）

基本属性	都道府県 n = 47		政令指定都市 n = 13		市区町村 n = 2,041	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
<b>(環境政策に関する条例の制定)</b>						
a. 環境政策の基本を定める条例	95.7	2.1	100.0	-	30.6	13.1
b. 環境影響評価に関する条例	100.0	-	100.0	-	2.3	5.9
<b>(環境保全に関する計画の策定)</b>						
d. 廃棄物削減・処理に関する計画	100.0	-	100.0	-	51.1	15.1
b. 地球温暖化防止に関する計画	93.6	6.4	92.3	7.7	23.9	20.7
a. 環境に関する総合的な計画	100.0	-	100.0	-	22.8	21.3
e. 水・土壌・地盤環境の保全に関する計画	66.0	6.4	61.5	7.7	8.0	10.3
f. 自然環境・生物多様性に関する計画	57.4	19.1	23.1	30.8	5.2	11.2
c. 交通に起因する環境問題に関する計画	38.3	4.3	69.2	23.1	1.1	4.6
<b>(独自の数値目標の設定)</b>						
c. 廃棄物削減やリサイクル	97.9	-	100.0	-	33.5	14.2
a. 地球温暖化対策	91.5	8.5	69.2	23.1	22.7	14.7
d. 水・土壌・地盤環境の保全	85.1	2.1	76.9	7.7	8.5	8.7
f. 環境教育・環境学習	59.6	10.6	38.5	30.8	9.3	12.1
b. 大気環境の保全	70.2	2.1	69.2	15.4	5.8	6.4
e. 自然環境・生物多様性の保全	70.2	6.4	38.5	23.1	4.2	8.9

（注）網掛けは50%以上を示す。

【市区町村の属性別の特徴】

- 『環境政策の基本を定める条例』の策定は、市区町村の全体では「実施中」30.6%、「検討中」が13.1%である。これを人口別にみると、「1万人未満」では「実施中」15.9%、「検討中」が11.0%であるに対して、人口規模が大きくなるに従い実施率は高くなり、「10万人以上」では「実施中」72.5%、「検討中」が12.1%である。「歳出額」「農業生産額」「工業出荷額」「小売販売額」「乗用車保有台数」についても、規模の増加とともに実施率が上昇する傾向がある（図表3-6）。
- 『環境影響評価に関する条例』の策定については、市区町村の全体では「実施中」2.3%、「検討中」が5.9%と非常に少ない。人口別にみると、現在のところ実施率はその規模に対応する形では必ずしも上昇していないが、「検討中」の団体がいずれも多い。「歳出額」「農業生産額」「工業出荷額」「小売販売額」「乗用車保有台数」についても、規模の増加と実施率の上昇にはあまり相関がない（図表3-7）。
- 環境保全に関する計画の策定状況について、人口規模別にみると、『環境基本計画』『温暖化防止計画』『交通環境計画』『廃棄物削減計画』『水・土壌保全計画』『自然・生物多様性保全計画』のいずれにおいても人口規模の増加とともに実施率は高くなる傾向にある（図表3-8）。
- 環境保全に関する独自の数値目標の設定についても、人口規模が大きくなるとその実施率は上昇する傾向にあるが、特に人口「10万人以上」では実施率がかなり高くなる（図表3-5）。

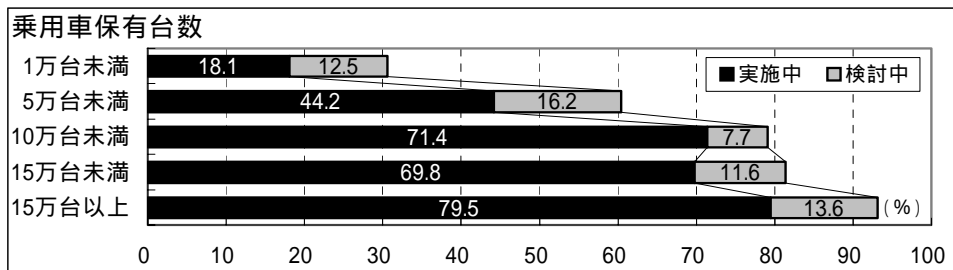
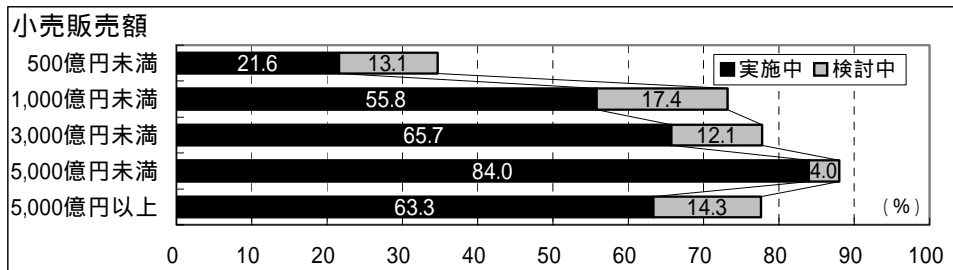
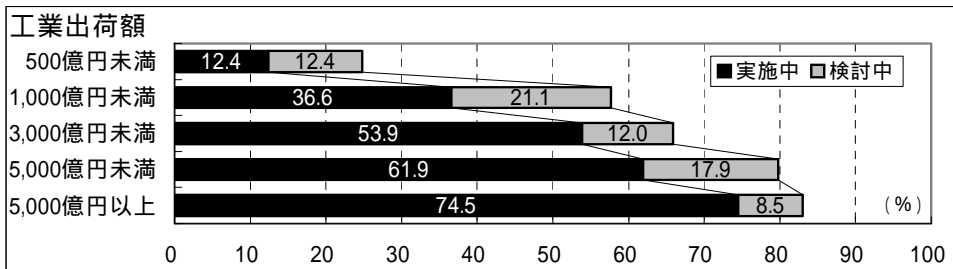
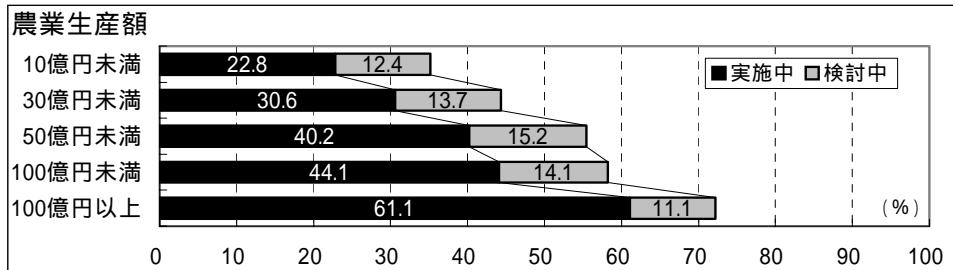
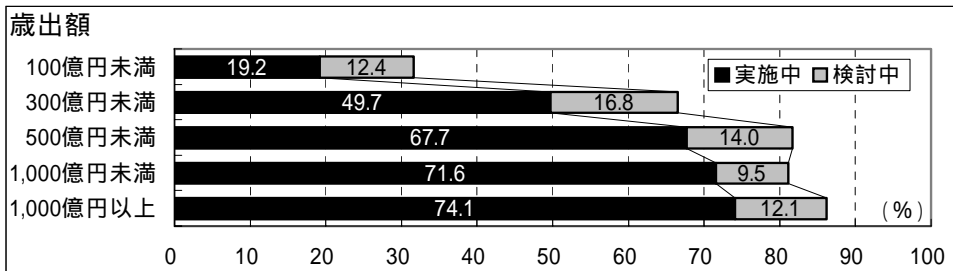
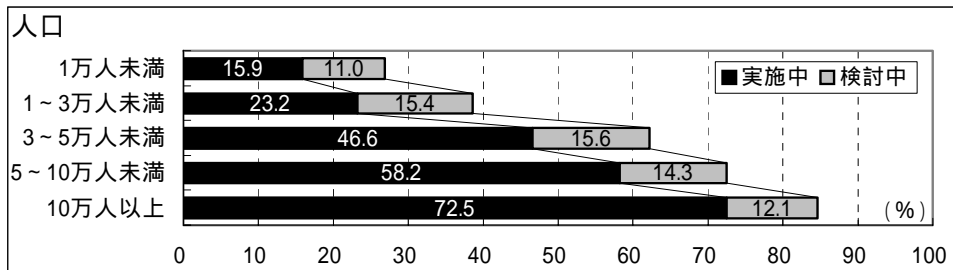
図表 3-5 環境保全に関する独自の数値目標の設定実施率（人口規模別）

（％）

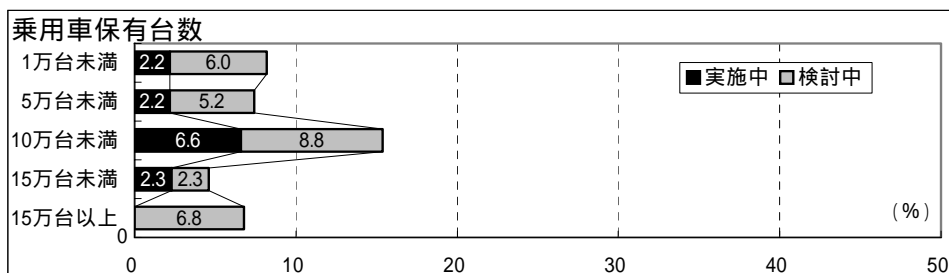
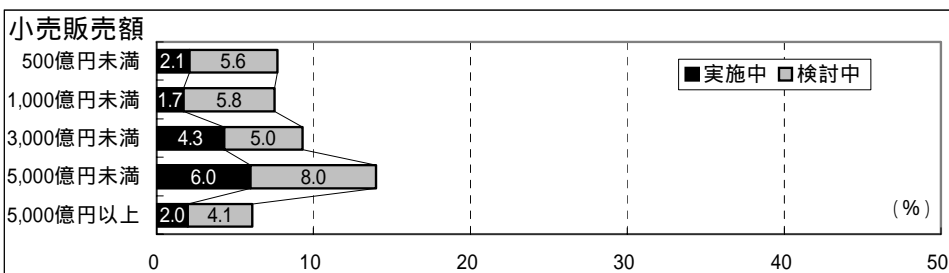
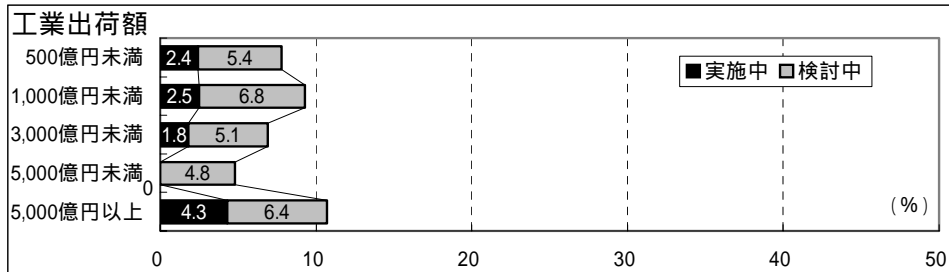
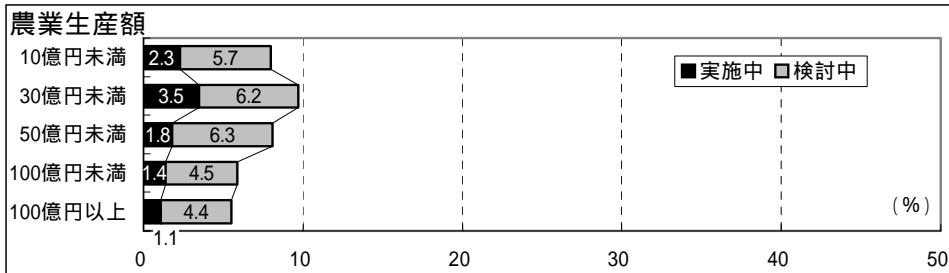
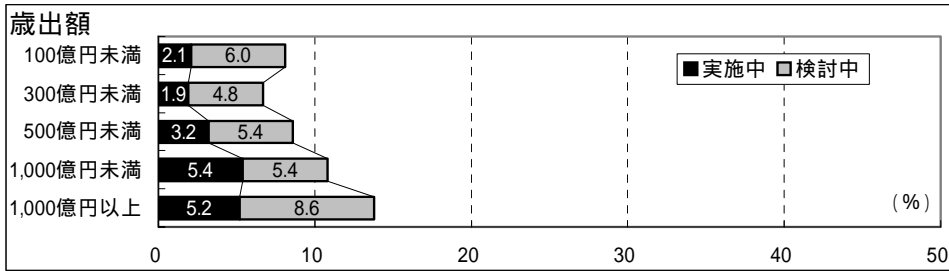
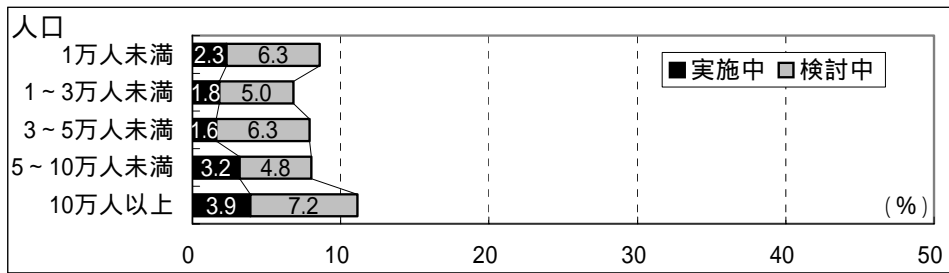
人口規模	地球温暖化対策	大気環境保全	廃棄物削減リサイクル	水・土壌環境保全	自然・生物多様性保全	環境教育環境学習
1万人未満	12.8	1.1	23.0	3.8	1.1	5.1
1～3万人	16.6	1.8	25.6	3.5	1.0	6.4
3～5万人	31.8	7.3	37.5	8.9	3.1	12.0
5～10万人	39.2	12.2	55.0	18.0	11.6	15.3
10万人以上	57.0	29.5	75.4	33.3	20.3	27.1

（注）網掛けは最も比率の高いものを示す。

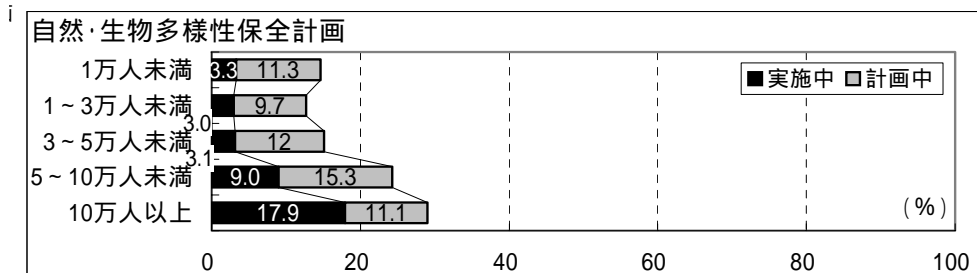
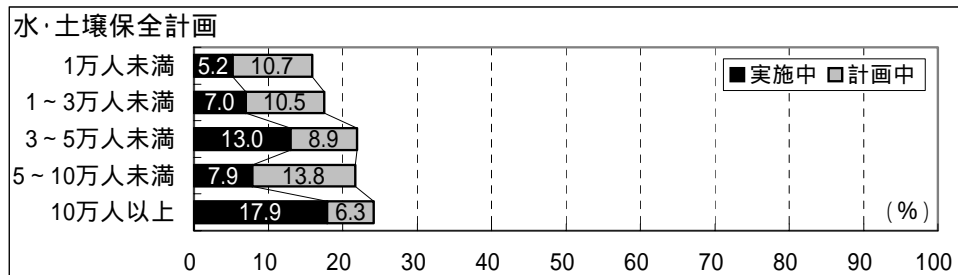
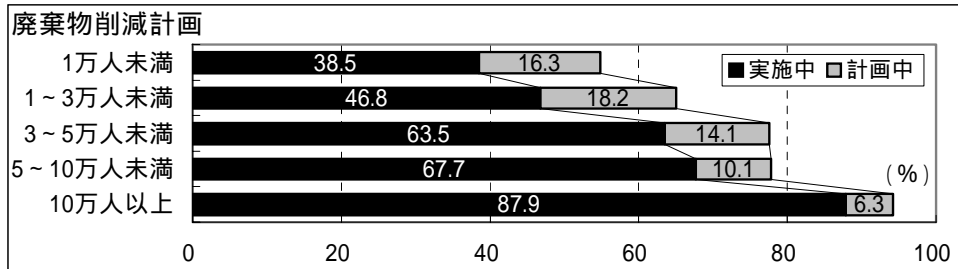
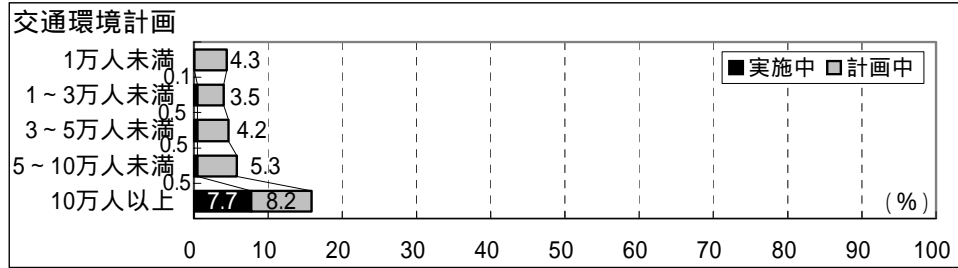
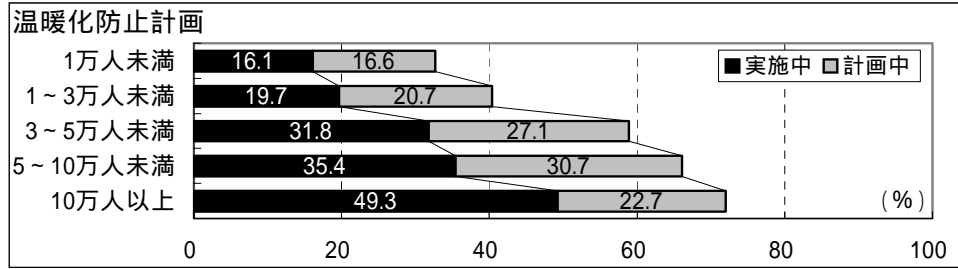
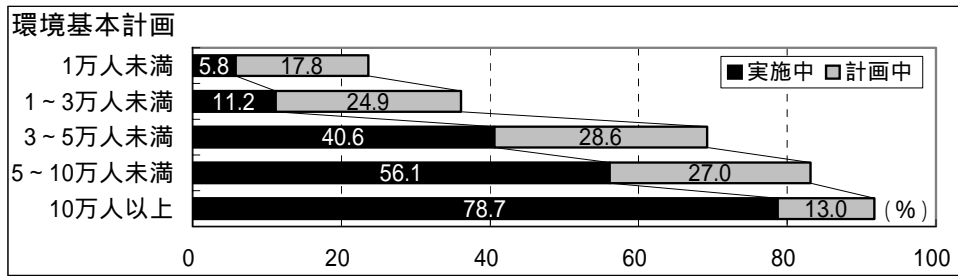
図表 3-6 市区町村における「環境基本条例」の策定状況（属性別）



図表 3-7 市区町村における「環境影響評価に関する条例」の策定状況（属性別）



図表 3-8 市区町村における「環境関連計画」の策定状況（人口別）



(2)「環境に関する総合的な計画」の策定にかかわる状況（問 1-1～問 1-5）

国の環境基本計画の参考状況(問 1-1)

【全体的な傾向】

- 『環境に関する総合的な計画』を策定済みもしくは現在検討中の 959 団体では、計画策定に当たりその 8 割弱（76.9%）が国の環境基本計画を参考にした（している）(図表 3-9)。

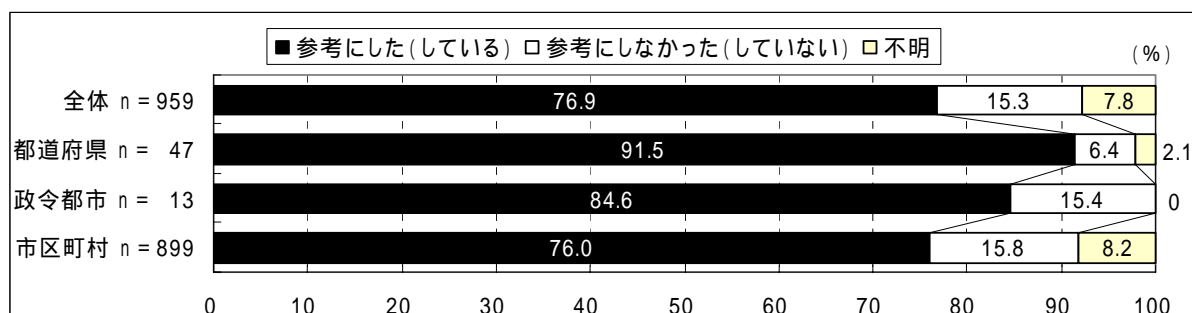
【基本属性別の特徴】

- 都道府県、政令指定都市では、環境基本計画などの『環境に関する総合的な計画』はほぼ策定されており、都道府県では 91.5%（43 団体）が、政令指定都市では 84.6%（11 団体）が国の環境基本計画を参考にした（図表 3-9）。
- 『環境に関する総合的な計画』を既に策定した 899 市区町村では、76.0%（683 団体）が国の環境基本計画を参考にした。

【市区町村の属性別の特徴】

- 『環境に関する総合的な計画』を既に策定した 899 市区町村について、人口規模別にみると、国の環境基本計画を参考にした割合は、人口規模が大きくなるにつれて高くなる。即ち、「1 万人未満」で 60.6%、「1～3 万人未満」で 71.8%、「3～5 万人未満」82.0%となり、続いて「5～10 万人未満」の 81.5%から「10 万人以上」の 88.4%へと上昇する（図表 3-10）。

図表 3-9 環境計画の策定に際しての「国の環境基本計画」の参考状況（全体 + 基本属性別）



図表 3-10 市区町村における環境基本計画にかかわる状況（人口別）

環境基本計画について	人口別 (%)				
	1 万人未満	1～3 万人未満	3～5 万人未満	5～10 万人未満	10 万人以上
国の環境基本計画を参考にした n = 899	60.6	71.8	82.0	81.5	88.4
具体的な施策展開につながった n = 465	57.1	56.7	73.1	79.2	79.8
普及・啓発活動を実施している n = 465	59.2	67.2	75.6	81.1	82.2
計画実施状況の点検をしている n = 465	26.5	23.9	35.9	57.5	69.9

（注）網掛けは問別に最も比率の高いものを示す。

「環境に関する総合的な計画」の具体的な施策展開(問 1-2)

【全体的な傾向】

- 『環境に関する総合的な計画』を既に策定している 525 団体のうち 7 割以上(74.7%)が、“計画の策定は具体的な環境保全施策の展開につながっている”と認識している(図表 3-11)

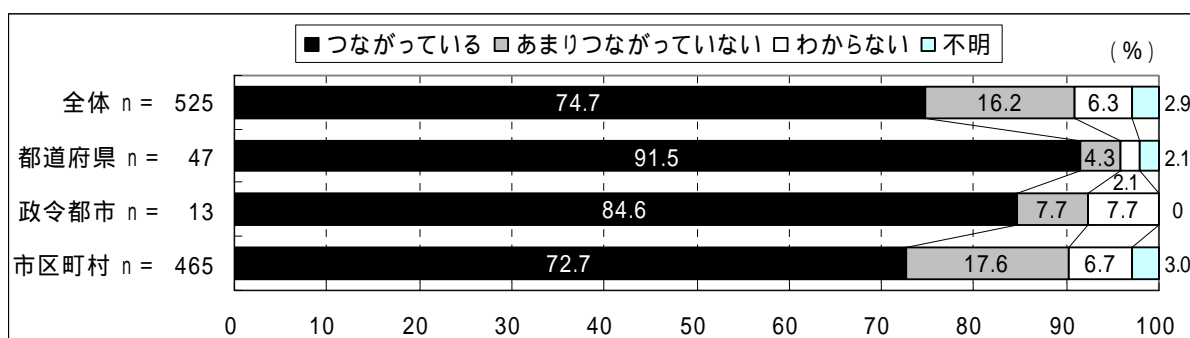
【基本属性別の特徴】

- すべての政令指定都市において、『環境に関する総合的な計画』は既に策定されているが、“計画の策定は具体的な環境保全施策の展開につながっている”とするのは、都道府県では 91.5%(43 団体)、政令指定都市で 84.6%(11 団体)である(図表 3-11)
- 『環境に関する総合的な計画』を既に策定した 465 市区町村については、72.7%(338 団体)が“具体的な環境保全施策の展開につながっている”としている。

【市区町村の属性別の特徴】

- 『環境に関する総合的な計画』を既に策定した 465 市区町村について、人口規模別にみると、“計画の策定は具体的な環境保全施策の展開につながっている”とする割合は、人口規模が大きくなるにつれて高くなる。即ち、「1 万人未満」の 57.1%から「3~5 万人未満」では 73.1%となり、続いて「5~10 万人未満」で 79.2%、「10 万人以上」で 79.8%へと上昇する(図表 3-10)

図表 3-11 環境基本計画の策定による具体的な施策への展開(全体+基本属性別)



「環境に関する総合的な計画」の普及・啓発(問 1-3)

【全体的な傾向】

- 地方公共団体では『環境基本計画の普及・啓発』にも積極的であり、環境基本計画を策定済みの 525 団体のうち「既の実施中」(77.9%)は約 8 割で、「現在検討中」(15.0%)を合すると、9 割以上(92.9%)が実施していることになる(図表 3-12)

【基本属性別の特徴】

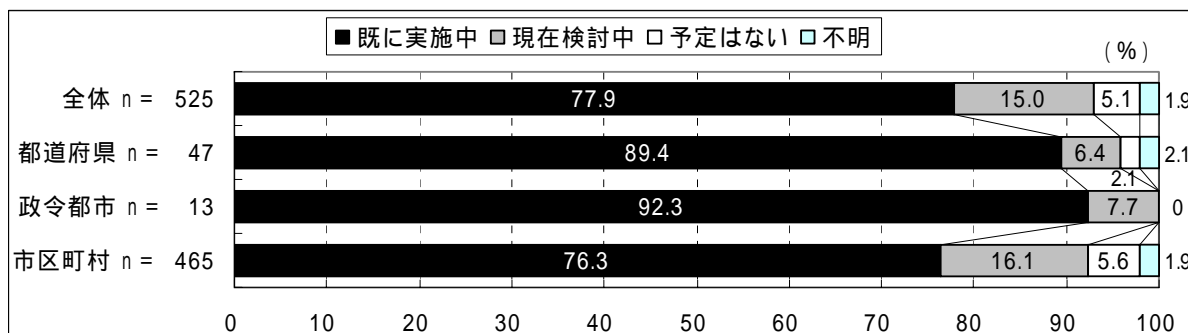
- 都道府県と政令指定都市では、『環境基本計画の普及・啓発』について「既の実施中」はともに約 9 割と高く、それぞれ 89.4%(42 団体)、92.3%(12 団体)である(図表 3-12)
- 市区町村については、策定済みの 465 団体のうち 76.3%(355 団体)が、『環境基本計画の普及・啓発』を実施している。

【市区町村の属性別の特徴】

- 465 市区町村の『環境基本計画の普及・啓発』の実施率を人口別にみると、人口規模が大きくなるにつれて高くなる。即ち、「1 万人未満」の 59.2%から「3~5 万人未満」では 75.6%となり、続いて「5~10 万人未満」で 81.1%、「10 万人以上」で 82.2%へと上昇する(図表 3-10)



図表 3-12 環境基本計画の事業者や住民への普及・啓発（全体 + 基本属性別）



「環境に関する総合的な計画」の点検(問 1-4)

【全体的な傾向】

- 環境基本計画の『計画策定後の実施状況の点検』については、「既の実施中」(53.7%)の団体は半数を超えるが、「現在検討中」(35.8%)も多く、今後の大幅な増加が予想される(図表 3-13)。

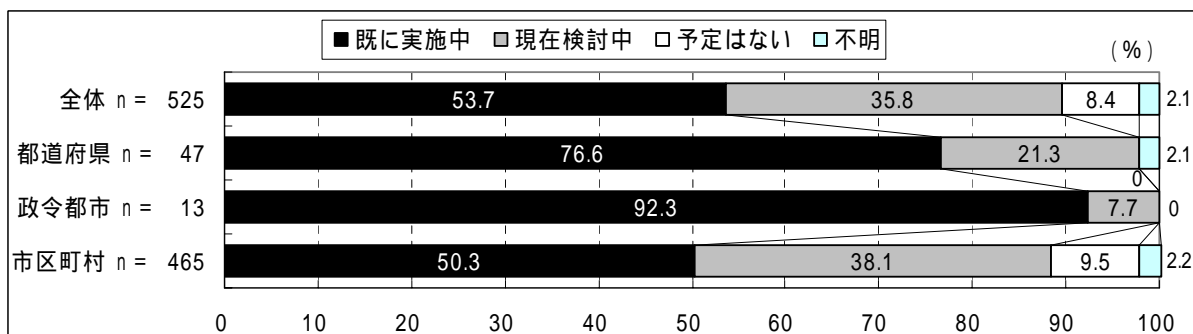
【基本属性別の特徴】

- 『計画策定後の実施状況の点検』について、すべての政令指定都市で「既の実施中」あるいは「現在検討中」であるが、都道府県の「既の実施中」の76.6%(36団体)は少なく、「現在検討中」も21.3%(10団体)を占める。(図表 3-13)。
- 市区町村の「既の実施中」は465団体のうち50.3%(234団体)と半数を占めるが、38.1%(177団体)の「現在検討中」も少なくない。

【市区町村の属性別の特徴】

- 465市区町村について、『計画策定後の実施状況の点検』の実施率を人口別にみると、人口規模が大きくなるにつれて高くなる傾向がある。即ち、「1万人未満」の26.5%から「3~5万人未満」では35.9%となり、続いて「5~10万人未満」で57.5%、「10万人以上」で69.9%となる(図表 3-10)。

図表 3-13 環境基本計画の実施状況の点検（全体 + 基本属性別）



部署横断的な独自組織(問 1-5)

【全体的な傾向】

- 自然環境保全を図るための『部署横断的な独自の組織(自然保護課以外)』の有無については、「予定はない」(91.7%)が9割を超え、「既の実施中」(3.6%)、「現在検討中」(1.7%)は非常に少ない(図表 3-14)。

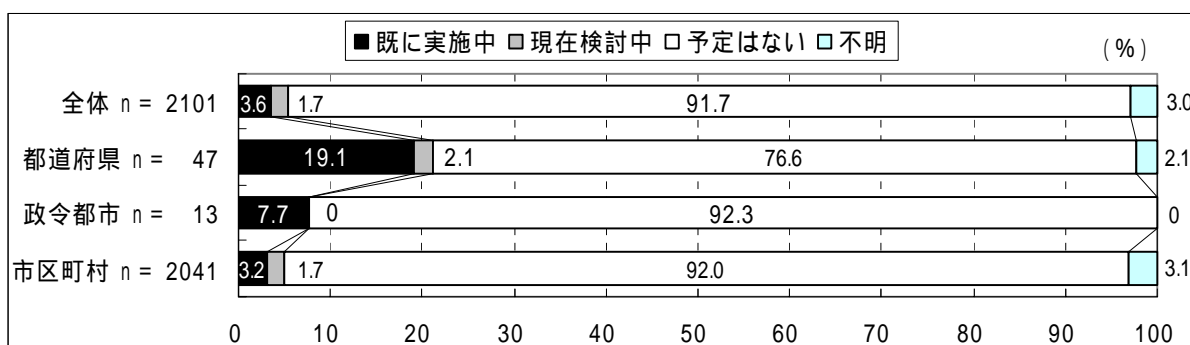
【基本属性別の特徴】

- 『部署横断的な独自の組織(自然保護課以外)』について、都道府県の「既の実施中」は19.1%(9団体)で最も多い。政令指定都市では「既の実施中」は1団体のみであり、他12団体は「予定はない」(図表 3-14)。
- 市区町村の「既の実施中」は2041団体のうち3.2%(65団体)と非常に少なく、「予定はない」が9割(92.0%)を超える。

【市区町村の属性別の特徴】

- 2041市区町村について、『部署横断的な独自の組織(自然保護課以外)』の実施率はサンプル数が少ないため(65団体)傾向がつかめない(図表 3-14)。

図表 3-14 部署横断的な独自組織(全体+基本属性別)



## 2-2 環境問題に関する問題意識と重点取組

### (1) 環境問題に関する問題意識と重点取組 (問2)

#### 【全体的な傾向】

- 19の環境問題の中から「特に問題意識をもつもの」と「重点的に取り組むもの」を、それぞれ5つまで選んでもらった。全体的に後者よりも前者の比率が高いが、これは問題意識は高くても現実には必ずしも重点取組には至っていないことを示している(図表3-15)。
- 「特に問題意識のある環境問題」で最も多いのは『不法投棄』(58.9%)であり、6割近くを占め、これに次ぐ『水質汚濁』(44.7%)や『リサイクル』(41.4%)、『地球温暖化』(40.6%)よりも10ポイント以上高い。これは地方公共団体にとって最大の環境問題であることを示している。続いて、『最終処分場』(27.5%)、『悪臭』(22.6%)であるが、いわゆる典型7公害の割合は相対的に低い。
- 「重点的に取り組む環境問題」については、「特に問題意識のある環境問題」より比率は低くなるものの、ほぼ同様の傾向を示す。

図表 3-15 環境問題に関する問題意識と重点取組 (全体)

n = 2,101 ( % )

環 境 問 題	問題意識	重点取組	ポイント差
不法投棄などの廃棄物の不適切な処理	58.9	46.6	12.3
水質汚濁	44.7	36.5	8.2
リサイクル可能な資源の廃棄	41.4	37.6	3.8
地球温暖化	40.6	31.0	9.6
廃棄物の最終処分場のひっ迫	27.5	19.2	8.3
悪臭	22.6	13.5	9.1
ダイオキシン等の有害な化学物質による環境汚染	19.0	12.8	6.2
騒音・振動	18.6	11.1	7.5
大気汚染	16.0	11.5	4.5
生活の身近にある自然の減少	12.2	7.9	4.3
土壌汚染	10.9	6.6	4.3
野生生物や希少動植物の減少や絶滅	8.0	5.1	2.9
海洋の汚染	6.2	3.7	2.5
オゾン層の破壊	5.4	1.9	3.5
地盤沈下	3.4	1.5	1.9
原生林や湿地帯等手つかずの自然の減少	3.3	1.6	1.7
酸性雨	3.2	1.3	1.9
内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)の生物への影響	3.0	1.0	2.0
開発途上国の公害・環境問題	2.0	0.6	1.4
その他	2.4	2.4	0.0

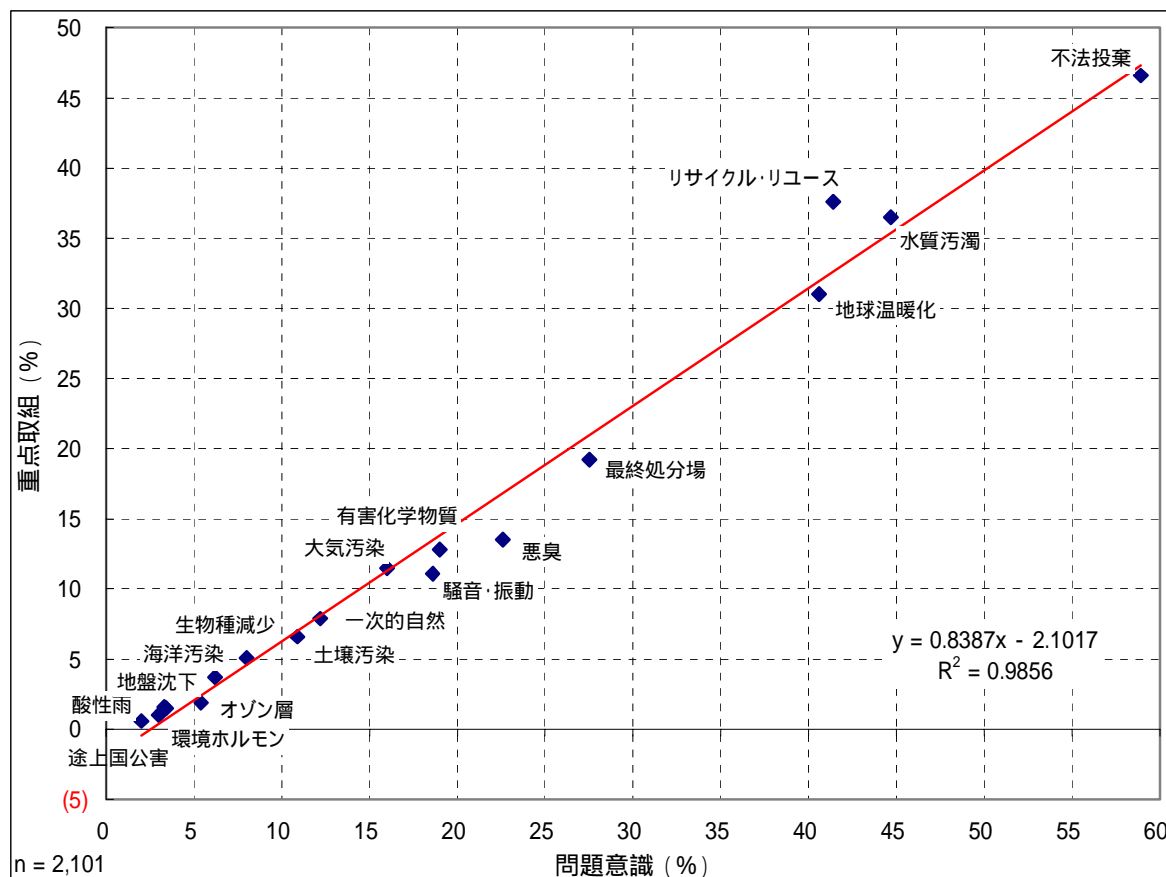
(注)・「問題意識」と「重点取組」の ~ は、それぞれの比率の順位を示すが、環境問題の記載順は「問題意識」の順位に従った。網掛けは30%以上を示す。

・「ポイント差」は「問題意識」から「重点取組」を引いた値である。

【問題意識と重点取組の関係】

- 「特に問題意識をもつもの」と「重点的に取り組むもの」の相関は強く、問題意識が高いほど重点的に取り組む割合も高い（図表 3-16）。
- 全体的には、問題意識と重点取組のいずれにおいても『廃棄物問題』『水質汚濁』『地球温暖化』が多い。特に、『不法投棄』（問題意識 58.9%、重点取組 46.6%）の割合が高く、次いで『水質汚濁』（同 44.7%、36.5%）である。

図表 3-16 環境問題に関する問題意識と重点取組の関係（全体）



(注) 図中の直線は近似曲線を示す。相関係数は 0.986 である。

【基本属性別の特徴】

- 都道府県、政令指定都市、市区町村のいずれにおいても、『リサイクル』に対する認識が高い。なお、都道府県と政令指定都市では環境問題に対する問題意識と重点的取組のいずれも多岐にわたるが、市区町村では特定の環境問題に集中する傾向がある（図表 3-17）。
- 都道府県では、『不法投棄』（問題意識 78.7%、重点取組 74.5%）と『地球温暖化』（同 72.3%、74.5%）の割合が高く、続いて『水質汚濁』と続く。全般的に広域的な認識の高さがうかがえるが、特に『野生生物や希少動植物』（同 46.8%、40.4%）で高い。
- 政令指定都市では、『地球温暖化』（問題意識 76.9%、重点取組 100.0%）とともに『大気汚染』（同 69.2%、61.5%）の割合が高く、都市活動の過密さを背景とするものが多い。次いで『リサイクル』『有害化学物質汚染』『不法投棄』が多い。
- 市区町村では、『不法投棄』（問題意識 58.6%、重点取組 46.1%）とともに『水質汚濁』（同 44.8%、36.2%）の割合が高い。次いで、『リサイクル』『地球温暖化』『最終処分場』が多い。

図表 3-17 環境問題に関する問題意識と重点取組（基本属性別）

(%)

基本属性	都道府県 n = 47		政令指定都市 n = 13		市区町村 n = 2,041	
	問題意識	重点取組	問題意識	重点取組	問題意識	重点取組
不法投棄などの廃棄物の不適切な処理	78.7	74.5	38.5	30.8	58.6	46.1
水質汚濁	46.8	53.2	23.1	15.4	44.8	36.2
リサイクル可能な資源の廃棄	44.7	66.0	53.8	61.5	41.2	36.8
地球温暖化	72.3	74.5	76.9	100.0	39.6	29.5
廃棄物の最終処分場のひっ迫	27.7	23.4	30.8	30.8	27.5	19.1
悪臭	6.4	4.3	0.0	7.7	23.1	13.8
騒音・振動	0.0	2.1	23.1	7.7	19.0	11.4
ダイオキシン等の有害な化学物質による環境汚染	34.0	29.8	53.8	46.2	18.4	12.2
大気汚染	23.4	19.1	69.2	61.5	15.5	11.0
生活の身近にある自然の減少	19.1	21.3	15.4	30.8	12.0	7.5
土壌汚染	12.8	10.6	15.4	7.7	10.8	6.5
野生生物や希少動植物の減少や絶滅	46.8	40.4	7.7	0.0	7.1	4.3
海洋の汚染	4.3	4.3	0.0	0.0	6.3	3.7
オゾン層の破壊	8.5	0.0	0.0	7.7	5.4	1.9
地盤沈下	4.3	0.0	0.0	0.0	3.4	1.5
原生林や湿地帯等手つかずの自然の減少	4.3	6.4	0.0	0.0	3.3	1.5
酸性雨	4.3	4.3	0.0	0.0	3.2	1.3
内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)の生物への影響	6.4	2.1	30.8	0.0	2.7	0.9
開発途上国の公害・環境問題	2.1	4.3	7.7	7.7	2.0	0.4
その他	27.7	21.3	30.8	38.5	1.6	1.8

(注)「問題意識」と「重点取組」の～は基本属性別の順位を示す。網掛けは40%以上を示す。

【市区町村の属性別の特徴】

- 市区町村全体では「特に問題意識をもつ環境問題」として上位を占める『不法投棄』や『水質汚濁』では、それぞれ「1～3万人未満」(63.5%)と「3～5万人未満」(56.3%)が首位である。最も人口規模の大きい「10万人以上」の比率が最も高いわけではなく、『不法投棄』や『水質汚濁』の問題が、郊外部・山間部あるいは河川・港湾周辺に発生しやすいことと関係していると考えられる(図表3-18)。
- 次に、『リサイクル』『地球温暖化』『最終処分場』では「10万人以上」で最も高い比率となっている。『悪臭』と『騒音・振動』では「5～10万人未満」が最も高くなっているが、それに続く『大気汚染』や『身近にある自然の減少』他多くで「10万人以上」で高い比率となっている。
- 5%未満である『地盤沈下』以下では、人口規模による差異が少ない。

図表 3-18 市区町村における環境問題に関する「問題意識」(人口別)

n = 2,041

(%)

環 境 問 題	1万人 未満	1～3万人 未満	3～5万人 未満	5～10万人 未満	10万人 以上
不法投棄などの廃棄物の不適切な処理	59.6	<b>63.5</b>	58.3	55.0	44.9
水質汚濁	39.6	45.5	<b>56.3</b>	51.9	47.3
リサイクル可能な資源の廃棄	39.2	40.3	45.8	41.8	<b>46.9</b>
地球温暖化	27.5	33.4	53.1	60.8	<b>74.4</b>
廃棄物の最終処分場のひっ迫	24.6	27.3	31.8	30.2	<b>33.8</b>
悪臭	18.6	29.4	20.3	<b>31.2</b>	19.8
騒音・振動	10.6	20.1	25.5	<b>34.4</b>	30.4
ダイオキシン等の有害な化学物質による 環境汚染	17.9	17.2	20.8	16.4	<b>23.2</b>
大気汚染	9.4	10.9	24.5	24.9	<b>38.2</b>
生活の身近にある自然の減少	10.0	7.7	9.4	20.6	<b>27.1</b>
土壌汚染	9.2	9.7	10.9	13.8	<b>17.4</b>
野生生物や希少動植物の減少や絶滅	7.6	3.8	5.7	9.5	<b>12.6</b>
海洋の汚染	<b>8.5</b>	6.0	6.3	2.1	1.9
オゾン層の破壊	5.6	4.8	<b>7.3</b>	4.2	5.3
地盤沈下	3.3	2.8	3.1	3.7	<b>5.3</b>
原生林や湿地帯等手つかずの自然の減少	<b>4.4</b>	3.0	0.5	2.1	2.9
酸性雨	<b>3.8</b>	2.5	3.1	3.2	3.4
内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)の 生物への影響	<b>3.3</b>	2.5	1.0	2.1	2.9
開発途上国の公害・環境問題	<b>2.7</b>	2.0	0.5	1.1	1.4

(注) 環境問題の順序は、市区町村全体での比率の順位に従う。  
網掛けは各環境問題における人口規模別に最も高い比率を示す。

- 市区町村全体では「重点的に取り組む環境問題」として上位を占める『不法投棄』や『水質汚濁』では、「特に問題意識をもつ環境問題」と同様に、最も人口規模の大きい「10万人以上」の比率は低い。いずれも「5～10万人未満」(それぞれ56.6%、48.1%)が首位である(図表3-19)。
- 『リサイクル』『地球温暖化』『最終処分場』については、「10万人以上」で最も高い比率となっており、「特に問題意識をもつ環境問題」と同様の傾向がある。
- 『オゾン層の破壊』以下では全体的に4%未満であるが、人口規模による差異は少ない。

図表3-19 市区町村における環境問題に関する「重点取組」(人口別)

n = 2,041

(%)

環 境 問 題	1万人未満	1~3万人未満	3~5万人未満	5~10万人未満	10万人以上
不法投棄などの廃棄物の不適切な処理	42.3	47.5	53.1	<b>56.6</b>	43.0
水質汚濁	29.2	36.5	44.3	<b>48.1</b>	46.9
リサイクル可能な資源の廃棄	31.0	38.0	45.8	39.7	<b>46.4</b>
地球温暖化	17.6	23.1	41.7	52.9	<b>64.3</b>
廃棄物の最終処分場のひっ迫	15.0	17.4	19.3	25.4	<b>34.8</b>
悪臭	11.1	15.7	16.7	<b>17.5</b>	13.5
騒音・振動	5.0	10.9	19.3	<b>22.2</b>	21.3
ダイオキシン等の有害な化学物質による環境汚染	9.7	12.0	12.5	13.8	<b>21.7</b>
大気汚染	4.1	7.5	14.1	22.2	<b>34.3</b>
生活の身近にある自然の減少	4.1	5.2	6.8	14.8	<b>21.3</b>
土壌汚染	5.1	6.4	7.3	6.9	<b>11.6</b>
野生生物や希少動植物の減少や絶滅	3.6	2.0	7.3	6.9	<b>7.7</b>
海洋の汚染	4.5	3.3	<b>4.7</b>	1.6	1.9
オゾン層の破壊	1.9	1.0	<b>3.6</b>	2.6	2.4
地盤沈下	0.8	1.5	2.1	1.6	<b>3.9</b>
原生林や湿地帯等手つかずの自然の減少	1.3	1.3	1.6	1.1	<b>2.4</b>
酸性雨	0.7	1.0	2.1	<b>2.6</b>	2.4
内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)の生物への影響	1.1	0.3	1.0	<b>1.6</b>	1.4
開発途上国の公害・環境問題	0.4	<b>0.5</b>	<b>0.5</b>	0.0	<b>0.5</b>

(注) 網掛けは各環境問題における人口規模別に最も高い比率を示す。

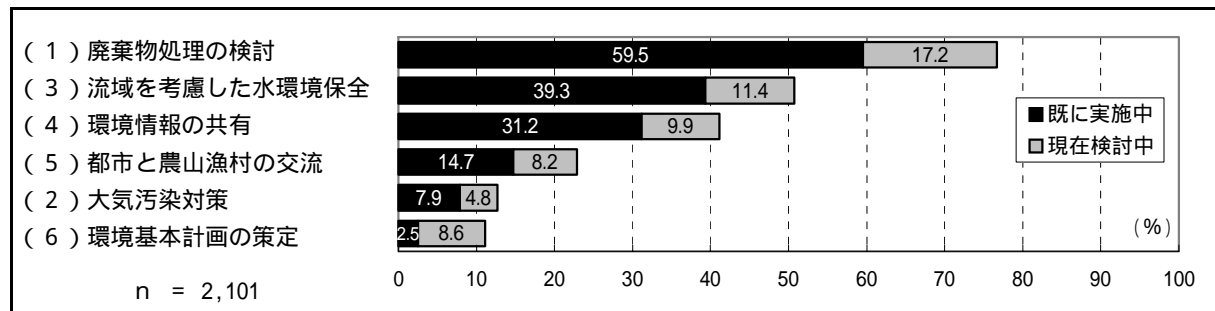
## 2-3 環境保全施策における広域連携・協力

### (1) 周辺地方公共団体との連携・協力 (問3)

#### 【全体的な傾向】

- 周辺地方公共団体との広域連携・協力を行う環境保全施策の中で最も進んでいるのは、『廃棄物処理の検討』であり、実施中 59.5%、検討中 17.2%を合すると 8 割弱である (76.7%)。次いで、『流域を考慮した水環境保全』、『環境情報の共有』などが多い (図表 3-20)。

図表 3-20 環境保全施策にかかわる広域連携の状況 (全体)



#### 【基本属性別の特徴】

- 広域連携については、都道府県、政令指定都市、市区町村のいずれにおいても『廃棄物処理の検討』が主要な取組の一つとなっている。都道府県や政令指定都市では取組が多彩である (図表 3-21)。
- 都道府県では、『流域を考慮した水環境保全』(実施中 74.5%、検討中 8.5% : 計 83.0%) や『環境情報の共有』(同 68.1%、10.6% : 計 78.7%) を中心に、『廃棄物処理』、『都市との農山漁村の交流』などに取り組んでいる。
- 政令指定都市では、『流域を考慮した水環境保全』(実施中 84.6%、検討中 7.7% : 計 92.3%) と『環境情報の共有』『大気汚染対策』(それぞれ同 84.6%、0.0% : 計 84.6%) の割合が高い。
- 市区町村では、『廃棄物処理』(実施中 59.4%、検討中 17.4% : 計 76.8%) が中心であるが、『環境基本計画の策定』の検討中 (8.8%) は比較的高い。

図表 3-21 環境保全施策にかかわる広域連携の実施状況 (基本属性別)

基本属性	都道府県 n = 47		政令指定都市 n = 13		市区町村 n = 2,041	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
(1) 廃棄物処理の検討	59.6	12.8	69.2	0.0	59.4	17.4
(3) 流域を考慮した水環境保全	74.5	8.5	84.6	7.7	38.2	11.5
(4) 環境情報の共有	68.1	10.6	84.6	0.0	30.0	10.0
(5) 都市と農山漁村の交流	57.4	10.6	23.1	15.4	13.7	8.1
(2) 大気汚染対策	57.4	0.0	84.6	0.0	6.2	4.9
(6) 環境基本計画の策定	6.4	2.1	7.7	0.0	2.4	8.8

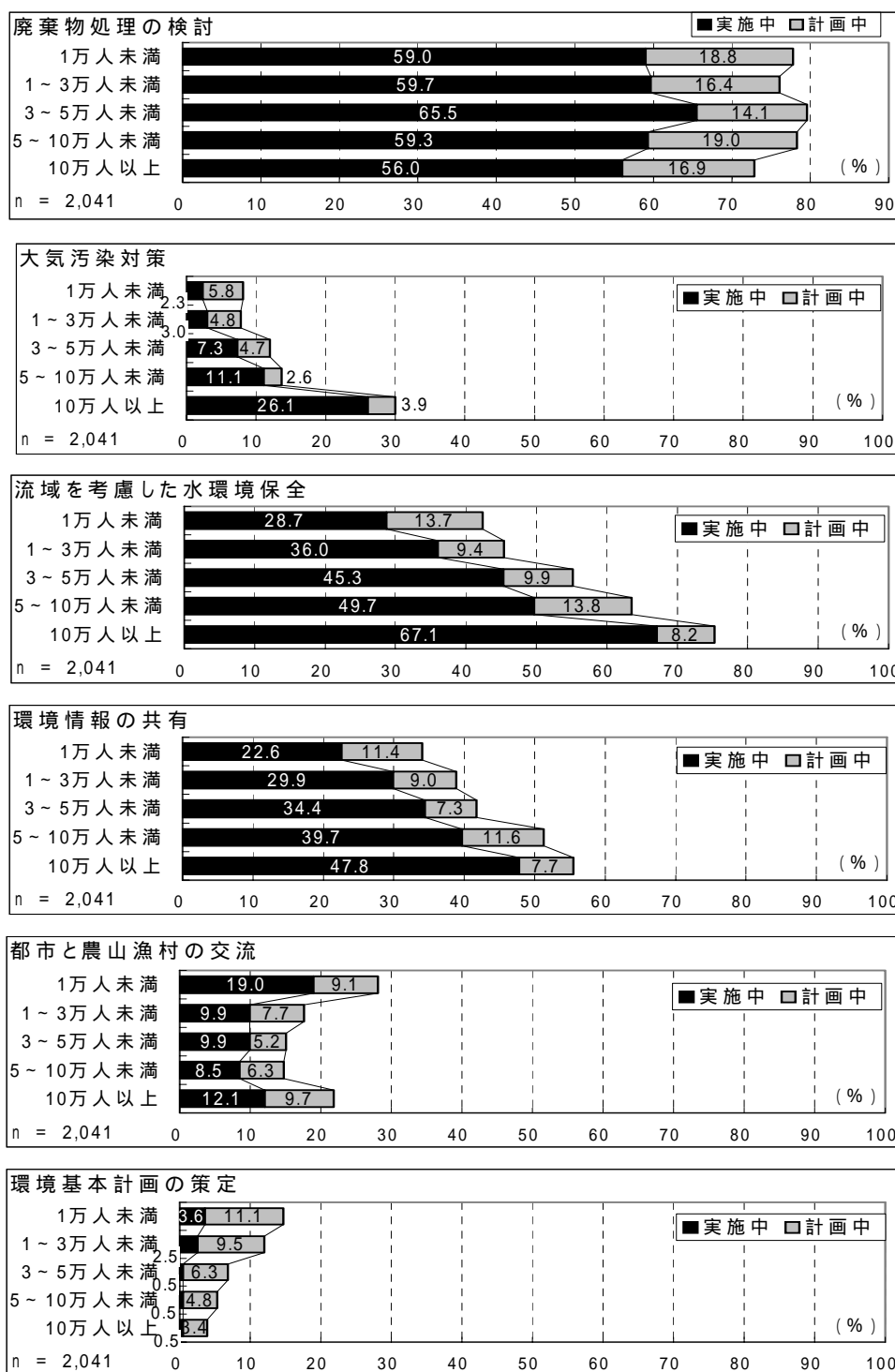
(注) 網掛けは 40% 以上を示す。



【市区町村の属性別の特徴】

- 全体で広域連携が多いのは『廃棄物処理の検討』であるが、人口別では「3～5万人未満」の比率が高い(実施中が6割強)。これに対して、人口規模が大きいほど実施中が増えるものは、『流域を考慮した水環境保全』『環境情報の共有』『大気汚染対策』である(図表3-22)。
- 『都市と農山漁村の交流』については、「1万人未満」と「10万人以上」で多くなっており、それぞれのニーズに基づいた動きと考えられる。

図表3-22 市区町村における環境保全施策にかかわる広域連携の実施状況(人口別)

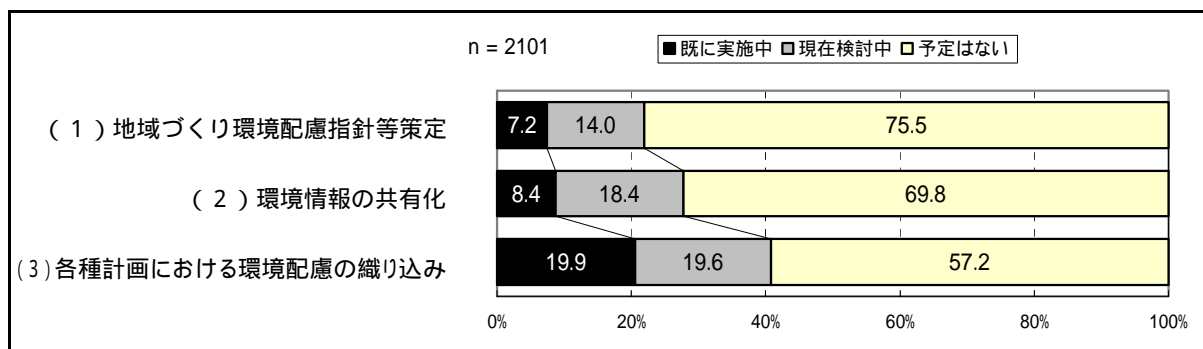


(2)地域づくりにおける環境保全施策の実施状況 (問4)

【全体的な傾向】

- 重点的取組事項を踏まえた施策の中で最も進んでいるのは『各種計画における環境配慮の織り込み』であり、「実施中」(19.9%)と「検討中」(19.6%)を合すると約4割(39.5%)になる。次いで『環境情報の共有化』(実施中8.4%)、『地域づくり環境配慮指針等策定』(実施中7.2%)となるが、現状では取組が少ない(図表3-23)。

図表 3-23 地域づくりにおける環境配慮の施策(全体)



【基本属性別の特徴】

- 属性別に見ると、全体的な傾向で低調だった『環境情報の共有化』『各種計画における環境配慮の織り込み』が、都道府県と政令指定都市において、『地域づくり環境配慮指針等策定』を上回る高い割合を示している。(図表3-24)
- 都道府県では、『環境情報の共有化』(実施中80.9%、検討中14.9%：計95.8%)『各種計画における環境配慮の織り込み』(同70.2%、21.3%：計91.5%)に高い割合で取り組んでいる。
- 政令指定都市では『各種計画における環境配慮の織り込み』(実施中76.9%、検討中7.7%：計84.6%)が最も高い割合で実施されているが、『環境情報の共有化』(同46.2%、30.8%：計77.0%)、『地域づくり環境配慮指針等策定』(同38.5%、30.8%：計69.3%)についても検討中とあわせると7割程度となる。
- 市区町村では、『各種計画における環境配慮の織り込み』(同18.4%、19.6%：計38.0%)が最も高い割合で実施あるいは検討されているが、全体に低い割合にとどまっている。

図表 3-24 地域づくりにおける環境配慮の施策(基本属性別)

基本属性	都道府県 n = 47		政令指定都市 n = 13		市区町村 n = 2,041	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
(1) 地域づくり環境配慮指針等策定	36.2	21.3	38.5	30.8	6.4	13.8
(2) 環境情報の共有化	80.9	14.9	46.2	30.8	6.5	18.4
(3) 各種計画における環境配慮	70.2	21.3	76.9	7.7	18.4	19.6

(注) 網掛けは30%以上を示す。

(3) 域内市区町村の取組支援・調整 (問5：都道府県のみ)

【全体的な傾向】

- 都道府県が環境施策において域内の市区町村を支援・調整する取組では、『環境情報の提供』(実施中 91.5%) が最も多い。続いて、『環境マネジメントシステムの導入』(同 63.8%)、『人材派遣や研修などの人材育成』(61.7%)となっており、環境保全のための基盤整備の様子がかがえる(図表 3-25)。
- 一方、『総合的な環境計画の策定』(実施中 53.2%)、『各種の環境保全計画策定の支援』(同 53.2%)などの都道府県の域内市区町村の環境施策にかかわる総合的な調整も、それぞれ実施率は5割を超えている。

図表 3-25 環境施策における域内市区町村の取組支援・調整 (都道府県のみ)

